税理士連絡協議会

令和７年１月 10 日（金）
午後４時 20 分～
ホテルプラザ勝川

１　支部長あいさつ

２　税務署長あいさつ

３　議題

（１）綱紀監察研修の受講について【総務】

別添資料参照

実施日時：令和７年２月 10 日（月）13：30～

実施場所：あさひホール

研修講師：名古屋国税局　税理士監理官

（２）期限内納付に向けたご指導のお願いについて【管理運営】

別添資料参照

（３）無料税務相談所等従事者研修について【個人】

開催場所	開催日	開催時間
小牧税務署	１月 20 日（月）	９：30～12：00
		13：30～16：00
	１月 21 日（火）	９：30～12：00
		13：30～16：00
	１月 22 日（水）	９：30～12：00
		13：30～16：00
グリーンパレス春日井	１月 29 日（水）	９：30～11：30
		13：30～15：30

（４）令和６年分譲渡所得及び贈与税のお知らせはがきの送付について【資産】

（５）電子帳簿保存法に関するお知らせ【法人】

令和７年１月 10 日

東海税理士会

小牧支部会員各位

小牧税務署

「綱紀監察研修」の受講についてのお願い

東海税理士会小牧支部の会員の皆様には、平素から税務行政全般にわたり深い御理解と多大な御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、皆様は、税理士法第１条の公共的使命に基づいて、申告納税制度の円滑な運営に重要な役割を果たしておられます。

皆様が日々の税理士業務を行うに当たり、図らずも税理士法に抵触する可能性がある場面に遭遇することがあると思います。

この点、実際に懲戒処分を受けた税理士等が行った具体的な違反行為の内容が国税庁ホームページに掲載されておりますので、業務の点検に当たり、参考として活用いただければと思います。

また、「綱紀監察研修」は、税理士法違反行為の未然防止に向け、どのような行為が税理士法違反となるのか、日々の業務を見直すまたとない機会と考えております。

令和７年２月 10 日に開催される「綱紀監察研修」は、国税局担当官が講師となり、具体的な事例紹介を中心にした研修を開催する予定ですので、是非、受講いただきますようお願いいたします。

税理士の皆様へ

期限内納付に向けたご指導をお願いします！

納税者の方が期限内に納付されるよう、以下のタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いします！

課税期間当初 → 中間申告や予定納税など、今期の納税手続をお知らせください！

期中において → 計画的な納税資金の準備について、ご指導をお願いします！

確定申告前 → 早めに納税額をお伝えの上、期限内納付のご指導をお願いします！

課税期間の当初における納付指導

□　申告所得税は予定納税が必要となることをご指導ください。

- 予定納税基準額が 15 万円以上の場合。１期分は７月 31 日、２期分は 11 月 30 日が納期限です。

□　法人税・消費税は中間申告・納税が必要となることをご指導ください。

- 前期の法人税が 20 万円超、消費税が 48 万円超の場合は中間申告・納税が必要となります。
- 消費税の課税事業者への説明には、リーフレット「中間申告分の納付は期限内に！」を活用ください。

（注）上記は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期中における納付指導

□　計画的な納税資金の準備・積立てをご指導ください。

- 消費税の課税事業者等への説明には、リーフレット「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」をご活用ください。また、前期の年税額が 48 万円以下で中間申告が不要な課税事業者の方については、「任意の中間申告」を利用することもできます。

□　ダイレクト納付を利用した予納についてご案内をお願いします。

- 納付日や納付額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

裏　面　に　続　く

国税庁

確定申告（納期限）前の納付指導

□　申告・納期限の前に納税者の方へ納付指導をお願いします。

- 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、納税額（見込）を早めにお知らせください。
- 個人の納税者の方への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

□　便利な納税手段についてご案内をお願いします。

- 納税者の利便性に合わせて、「振替納税」や「ダイレクト納付」など多様な納税方法があります。
- 納税方法の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

□　個人の方は、納付方法を選択することもできます。

- 申告所得税又は消費税を振替納税で納税する場合は、振替日までの延滞税はかかりません。
- 申告所得税や贈与税は、申告時に延納を選択することができます（利子税がかかります。）。

（注）上記の納付手段や納付方法は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期限内に納税が難しい場合は・・・

期限内納付が困難な場合の納付指導

□　納期限までに納税ができない場合は、以下のような不利益があります

- 原則として法定納期限の翌日から完納までの日数に応じた延滞税を納付する必要があります。
- 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- 納税証明書「その３」が発行されません。
- 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

□　お早めに税務署の徴収担当までご相談ください。

- 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（申請が必要となります。）。
- 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」をご活用ください（猶予申請書等は国税庁ホームページから入手できます。）。
- 税理士の方が納税者に代理して、例えば分納や納税の猶予等に関する納付相談を行う場合は、税務代理権限証書が必要となります。
- 納税者の方が納付相談のため来署される場合は、「納付指導・相談チェック表」もご活用ください。

国税庁

納付指導・相談チェック表

納税者の方が期限内に納付されるよう、納期限前のタイミングで納税額や納付の意思を確認するなど、税理士の皆様からの納付指導をお願いします。

◎　確定申告（納期限）前の納付指導

□１　納税者に納税額と納期限（振替期日）を早期に知らせた。

- 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、早めのお知らせをお願いします。
- 個人の納税者への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

□２　納税者に納税の見込みと納税の方法を確認した。

- 納税の見込みの確認を通じて期限内納付を指導いただくとともに、振替納税やダイレクト納付など便利な納付方法についても推奨をお願いします。

◎　期限内納付が困難な場合の納付指導

□３　納税者に納税が期限後となる場合のデメリットを説明した。

- 説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

□４　納税者に税務署（徴収担当）へ早期に納付相談へ行くよう指導した。

- 納付相談に当たっては、あらかじめ、具体的な納付計画を検討するよう指導願います。
- 納付計画の検討に当たっては、最近の事業状況を反映した資金繰り表の作成が有効です。

□(1)　納付相談に当たり、猶予制度の利用を推奨した。

- 猶予制度の説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。」をご活用ください。
- 猶予申請書等は、国税庁ホームページ（税の情報・手続・用紙→納税・納税証明書手続→納税に関する総合案内（３．②猶予制度の概要・申請方法））から入手できます。

□(2)　猶予制度によらずに短期に分割納付（おおむね３月以内）する場合は、以下に具体的な納付計画を記載した上で、納付相談するよう指導した。

○　納付計画記載欄（納税者が記載してください）						
氏名（名称）		住所（所在）				
課税期間	年　月　日～　年　月　日	税目	税	税額	円	

1　期限内に納付可能な金額　＿＿＿＿＿＿円（納付予定日　年　月　日）

2　残額についての納付計画　＿＿＿＿＿＿円（納付予定日　年　月　日）

＿＿＿＿＿＿円（納付予定日　年　月　日）

（注）納付計画は、具体的な資金繰りの状況等を伺った上で、税務署において適否を判断しますので、提示を受けた納付計画の再検討を求める場合があります。

○　税理士の方は、指導事項をチェックの上、期限内納付が困難と見込まれる納税者の方には、このチェック表を持参して税務署に納付相談に行くよう指導をお願いします。

国税庁

（納税者交付用）

予納制度を利用した納税のご案内

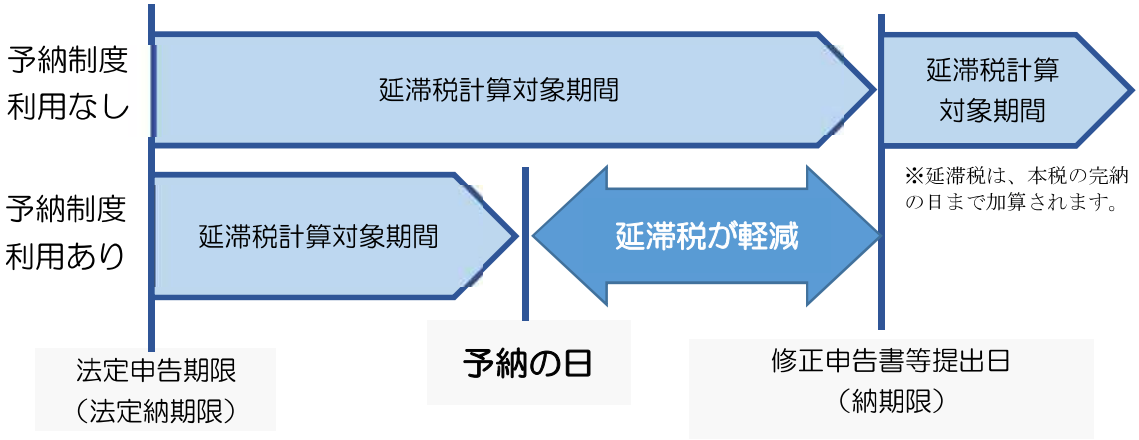
予納制度とは

予納とは、調査等により近日中（おおむね６か月以内）に納付すべき税額の確定が見込まれる場合、修正申告書等を提出する前であっても、その納付すべき税額の見込金額を、税務署長に申し出て、あらかじめ納付（予納）することができる制度です。
（国税通則法第５９条第１項第２号）

予納のメリット

予納をすると、延滞税の計算は納付された日までとなりますので、延滞税の額が少なくなる場合があります（注）。

（注）１　法定申告期限から１年以内に修正申告等を行う場合は、延滞税の計算は予納した日までとなり、延滞税の額が少なくなります。
２　法定申告期限から１年を経過して修正申告等を行う場合は、除算期間がない場合に限り、延滞税の額が少なくなります。



予納の方法

裏面の「国税の予納申出書」に必要事項を記載して、税額の確定手続（修正申告書の提出等）前又は納期限前までに、所轄の税務署にご提出の上、予納する金額を納付してください。

予納を行うに当たり、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署の管理運営部門までお問合せください。

国税庁

R3.12

収受印

国税の予納申出書

令和　　年　　月　　日

税務署長　殿

（納税者）　住所又は居所（所在地）

電話番号
（　　）

氏名又は法人名

下記のとおり、国税通則法第59条の規定による国税の予納をします。

記

予納する国税				
税　目	年分（事業年度分）及び申告区分	納期限	税　額	備　考
			円	
予納する理由	（令和　　年　　月　　日申告書等提出予定）			

【予納に当たっての留意事項】

1　予納した場合には、予納の目的となる申告書等の提出を行う前（納期限前）に、その還付を求めることはできません。

2　予納した額が申告書等の提出により確定した税額より少ない場合には、残額を別途納付する必要があります。また、予納した額が確定した税額より多い場合には順次、他の未納の国税に充てられます（充当した後の残額については還付されます。）。

≪記載例≫

収受印

国税の予納申出書

令和　　年　　月　　日

所轄の税務署名を書いてください。

○○　税務署長　殿

（納税者）　住所又は居所（所在地）

住所（又は居所）、電話番号、
氏名（又は法人名）を書いてください。

Ｔ市○○町○―○

電話番号
×××（△△△）○○○○

氏名又は法人名
国税　太郎

下記のとおり、国税通則法第59条の規定による国税の予納をします。

記

予納する国税				
税　目	年分（事業年度分）及び申告区分	納期限	税　額	備　考
消費税及び地方消費税	令○.○.○～ 令○.○.○　修正申告	令○.○.○	円 1,234,500	

予納する国税の税目、年分、申告区分、
納期限及び税額を書いてください。

予納する理由	（令和　○年　○月　○日申告書等提出予定） （例）修正申告をするまでに期間を要するため。 税務調査により発生する税額をすぐに納付したいため。

予納する理由を書いてください。

【予納に当たっての留意事項】

1　予納した場合には、予納の目的となる申告書等の提出を行う前（納期限前）に、その還付を求めることはできません。

2　予納した額が申告書等の提出により確定した税額より少ない場合には、残額を別途納付する必要があります。また、予納した額が確定した税額より多い場合には順次、他の未納の国税に充てられます（充当した後の残額については還付されます。）。

消費税の期限内納付のために　インボイス発行事業者の方必見！

計画的な納税資金の積立てを！



Point　消費税の確定申告が必要な事業者とは？

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

●個人事業主の場合の基準期間と課税期間

令和4年（基準期間）	令和5年	令和6年（課税期間）
課税売上高 1,000万円 超	→	課税事業者

ただし、インボイス発行事業者の登録を受けた方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告が必要です！

Point　計画的な納税資金の積立てには『予納ダイレクト』が便利です！

予納ダイレクトとは

「ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）を利用した予納（予納ダイレクト）」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続です。

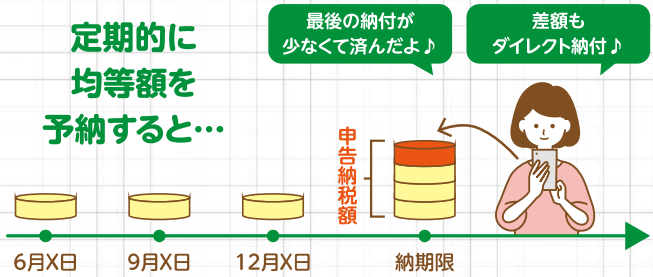
メリット

●申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減

●延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避

定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

定期的に均等額を予納すると…



詳しくは、国税庁ホームページへ

「計画的な納税（資金の積立て）を検討されている方（予納ダイレクト）」へ



納税額・積立額の目安はこちら

●簡易課税制度適用の場合の積立目安額(例)

区分		卸売業（第1種事業）		小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）（第2種事業）		農林漁業（左記に該当するものを除く）など（第3種事業）		飲食店業など（第4種事業）		金融・保険業、運輸通信業など（第5種事業）		不動産業（第6種事業）	
みなし仕入率		90%		80%		70%		60%		50%		40%	
売上に対する納税額の目安率		1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%	
年間課税売上高	各月売上高	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額
万円 1,000	万円 84	万円 10	万円 0.9	万円 20	万円 1.7	万円 30	万円 2.5	万円 40	万円 3.4	万円 50	万円 4.2	万円 60	万円 5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

※上記積立目安月額の計算は簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。（令和6年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。）

例えば、納付すべき年間消費税が20万円の場合、月々の積立額は、約1.7万円になります。

国税庁

裏面もチェック！！▶▶▶

Point

インボイス発行事業者の方へ！『2割特例』ご存じですか？

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、納税額を売上税額の２割とすることができる経過措置が設けられています。

詳しくは、国税庁ホームページへ

「2割特例（インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）の概要」へ

●計算イメージ

売上げの消費税額 － （売上げの消費税額 × 80%：仕入れや経費の消費税額） ＝ 売上税額の2割：納付する税額

●2割特例適用の場合の積立目安額（例）

年間課税売上高	売上税額	年間税額	積立目安月額
500 万円	50 万円	10 万円	0.9 万円
700	70	14	1.2
1,000	100	20	1.7

ご注意ください

※インボイス制度の導入を機に消費税の確定申告を初めて行った個人事業者や12月決算の法人については、**令和5年分では最大3か月間**（10・11・12月分）の取引が申告の対象でしたが、**令和6年分では1年間分**の取引を申告する必要があります。

インボイス制度に関するお問合せ先

インボイスコールセンター
TEL0120-205-553
受付時間9:00～17:00（土日祝除く）

インボイス制度に関する各省庁等の相談窓口一覧

選べる便利な納付方法はこちら！

納税はキャッシュレス納付

＼ 納付書不要で納付できます！ ／

納付方法	概要
振替納税	事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法
ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）	e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法
インターネットバンキング等による電子納税	インターネットバンキング口座やATMから納付する方法
クレジットカード納付	専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法
スマホアプリ納付	専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、「○○Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法

詳しくは、国税庁ホームページへ

※申告書提出後に、税務署から納付書の送付はありません。



納税が困難な方には「猶予制度」があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

税務署 電話受付時間 8：30～17：00（土日祝除く）

詳しくは、国税庁ホームページへ

R6.11